

タイ工業省工業経済事務局(OIE)および関連機関が規定する、フリーゾーンおよび IEAT フリーゾーン内での自動車・自動車部品の製造にかかる必須生産工程に関連する告示は以下のようなものがある。

- 2022 年 2 月 4 日付 OIE 告示(2022 年 1 月 1 日より発効)「フリーゾーンおよび IEAT フリーゾーン内での必須生産工程について」
 - 17 の産業分類(自動車・同部品は第 16 類)にかかる必須生産工程を定めている。
 - 第 16 類では、34 の製品グループに分けて基準・要件を記載している。例えば、第 1 製品グループは内燃機関(ICE)車、プラグインハイブリッド(PHEV)、バッテリー駆動電気自動車(BEV)について、第 11 製品グループでは二輪車、電動二輪、電動自転車、第 30 グループではバッテリーなど。
- 2023 年 12 月 28 日付 OIE 告示「フリーゾーンおよび IEAT フリーゾーン内での必須生産工程について(第 3 号)」
 - 2022 年 2 月 4 日付告示を修正する形で、バッテリー産業(第 30 製品グループ)にかかる必須生産工程の要件を修正。第 30 製品グループを補足する形で、第 35 製品グループ(ICE 車、HEV、PHEV)、第 36 製品グループ(特に BEV 車両構造のためにデザインされた BEV)が新設された。
- タイ自動車研究所(TAI)告示第 4/2565 号(日本語仮訳)
 - TAI は、フリーゾーン内で製造される ICE、HEV、PHEV、BEV、FCEV に使用される現地生産部品(ローカルコンテンツ)について、必須生産工程を経たかどうか証明する権限を有する認証団体となっている。上記告示で要件を規定している。税関告示第 246/2564 号に対応。
- タイ自動車研究所(TAI)告示第 24/2566 号および TAI 告示第 25/2566 号
 - 第 24/2566 号は、上記の第 4/2564 号を修正した告示。
 - 第 25/2566 号は、税関告示第 22/2566 号に対応する告示。

その他、税関による関連告示は次の通り。

- 税関告示第 246/2564 号「1987 年関税定率法第 12 条の下で工場渡し価格が 40%以上の現地または ASEAN コンテントを有する物品は輸入関税 0%を適用される資格を有する基準・手続きについて」
- 税関告示第 22/2566 号(ビジネス短信本文を参照)